

2008年 JMRC 神奈川
ダートトライアルシリーズ第3戦

<JAF 公認クローズド競技>
特別規則書

開催日：平成20年7月20日

会場：ふじてんスノーリゾート

オーガナイザー：東京大学自動車部（UTAC）

公示

本競技会は日本自動車連盟（JAF）公認の下，FIA 国際モータースポーツ競技規則ならびにそれに準拠した JAF 国内競技規則に従い，JMRC 神奈川ダートトライアルシリーズ共通特別規則書および本特別規則書により開催される．

第1条 大会名称

2008JMRC 神奈川ダートトライアルシリーズ第3戦

第2条 競技種目・格式

スピード行事第二種（ダートトライアル）

JAF 公認クローズド

第3条 開催日

2008年7月20日(日) 雨天決行

第4条 開催場所

山梨県南都留郡鳴沢村字富士山 8545-1

ふじてんスノーリゾート

第5条 オーガナイザー名

東京大学自動車部（UTAC）

第6条 大会組織

組織委員長 田沼 雅行
組織委員 棚橋 謙
審査委員長 川島 秀樹
審査委員 岡本 裕司
競技長 時岡 秀行
計時委員長 今井 東行
コース委員長 井田 憲蔵
技術委員長 芳川 天音
事務局長 三好 将之

第7条 参加車両

JMRC 神奈川共通特別規則書第2章に準ずる

第8条 クラス区分

- ・S1500... 2WD の車両（スーパー1500cc 規定車）
- ・クラス1... 2WD の車両
- ・クラス2... 4WD の車両（気筒容積 1600cc 以下）
- ・クラス3... 4WD の車両（気筒容積 1600cc 超え）
- ・レディース...気筒容積の制限なし（但し 3000cc 以上の車両には、計測タイムに 3 秒加算する）
- ・FR クラス...後輪駆動の車両(無制限)
- ・ビギナー1（2WD）
- ・ビギナー2（4WD）

ビギナークラスでの参加資格は、本シリーズのビギナークラスを除き、他のイベントを含

みシリーズ戦で上位6位入賞者以外の者とする（NAATは除く）。但し、主催チーム及びエントラントからの申し出がある場合は、クラスを変更することもある。又、このクラスで年間成績が1位の者は、翌年1年間は、ビギナークラスでの参加はできないものとする。

・NAAT 1500cc以下の自然吸気エンジンのオートマチックトランスミッション装着車両2WD・4WDとする。（レンタカーもご用意していますので、お気軽にご連絡ください）

*注 SC,D車両は走行できません

第9条 参加資格

1.JMRC 神奈川ダートトライアルシリーズ共通特別規則書第3章に準拠する

2.競技運転者は有効な普通運転免許以上を所持しなければならない。

3.JMRC の定めた保険への加入を義務付ける

第10条 参加申し込み及び参加料

参加申し込み先及び締め切り

・参加申込書に必要事項を記入し、署名捺印の上参加料を添えて現金書留にて郵送

〒156-0057 東京都世田谷区上北沢5-33-11 グランドール上北沢201

Tel:090-7548-2834

三好 将之

2008年7月17日（木）必着

2008年7月17日（木）神奈川ダートラ運営委員会での直接申し込みも受け付ける。

それ以降はすべて当日扱いにする。

参加受理証の発行は行わない。

・参加料下記へ振り込みも受け付ける

三菱東京UFJ銀行 烏山（カラスヤマ）支店

支店番号 358 普通口座

口座番号 4733638 ミヨシ マサユキ

（振込みの場合は必ず下記へ振り込んだ旨ご一報下さい。wa34785@za2.so-net.ne.jp

090-7548-2834）申込書は、メールまたは、郵送にて上記までおくこと。（普通郵便可。

メールの場合は、必ず当日に印鑑を持参すること。）

注意、振込みがこちらで確認できない場合はいかなる理由があろうとも参加受理されな

い。必ず受理の確認すること。

参加料

ライセンス所持者・非所持者...10000 円

ビギナー...8000 円

学生...8000 円（学生証コピーを同封のこと）

NAAT,L クラス...7000 円（レンタル料除く）

当日エントリーは、一律 12000 円

レンタル料は 8000 円（当日貸し出しは出来ません）

慶弔見舞金制度(旧 JMRC 共済)未登録の方は毎戦参加料に 1200 円を追加して、申し込みをして下さい。また、ライセンス所持者の方は、主催チームに相談していただければ、初回のお支払いで 1 年間有効になりますが、登録の関係上、事前エントリーでチーム共済登録申請希望の方に限らせていただきます。又、有効な傷害保険に加入することを推奨します。

受理以後の参加料の返還は行わない。

主催者は理由を明かすことなく参加を拒否する権限を有する。この際は、参加料は事務手数料 2000 円を差し引いて返還する。

事前に参加拒否された場合は、当日参加も認めない。

第11条 運転者・車両の変更

JMRC 神奈川ダートトライアルシリーズ共通特別規則書第 7 章に準ずる。

第 12 条 競技方法

JMRC 神奈川ダートトライアル共通特別規則書第 10 章に準ずる。原則として 2 トライとするが場合により 3 トライに変更する事がある。

第 13 条 コース

コースは当日発表する。コースは参加者に徒歩で確認する時間を設ける。

第 14 条 公式通知

特別規則書ならびに共通特別規則書に記載されていない競技運営に関する実地細則及び指示事項は、公式通知によって示される。

第 15 条 抗議

JMRC 神奈川ダートトライアルシリーズ共通特別規則書第 14 章に準ずる。

第 16 条 競技会の延長及び中止または短縮

JMRC 神奈川ダートトライアルシリーズ共通特別規則書第 15 章に準ずる。

第 17 条 タイムスケジュール

ゲートオープン 7:00

受付 7:30 ~ 8:30

(当日参加は、8:00 までに受け付けを済ませること)

コースオープン 8:00 ~ 9:00

ドライバーズブリーフィング 9:00 ~

競技開始 9:30

第 18 条 章典

原則として各クラス 6 位までとするが変更する場合がある。

表彰対象者が表彰式に欠席した場合には表彰を放棄したのものとして副賞は授与されない。

シリーズポイントについては JMRC 神奈川ダートトライアルシリーズ共通特別規則書第 17 条及び第 18 条に準ずる。

第 19 条 附則

本規則書に記載されていない競技の細則は、国内競技規則、国際スポーツ法典ならびに共通特別規則書による。

第 20 条 統括権

規則違反、又は競技役員の指示に対する不厳守は国内競技規則に記載されている条項に従って罰則が適用される。

第 21 条 本規則の解釈及び違反

1. 本規則書及び競技に関する諸規則の解釈に疑義が発生した場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする。

2. 本規則書に関する違反に対する罰則は競技会審査委員会が決定する。

第 22 条 本規則書の施行並びに記載されていない事項

1. 本規則は本競技会に参加受付と同時に有効となり、適用される。

2. 規則書発行後、神奈川部会において決定された事項はすべての規則に優先する。

- 3.本規則書に記載されていない競技運営に関する実施細則及び指示事項は、公式通知によって示される。
- 4.天候等により競技途中で散水、又はコース整備をする場合がある。その場合は降雨扱いとし、抗議は一切受け付けない。
- 5.使用できるタイヤは JMRC 神奈川ダートトライアル部会承認済みタイヤのみ、使用することができる。